製造業における外国人材受入れ支援事業

令和3年度予算額 2.2億円（2.5億円）

製造産業局　総務課
03-3501-1689

経済産業政策局　産業人材政策室
03-3501-2259

事業の内容

事業目的・概要

- 我が国では2019年4月より「特定技能外国人」の受入れを開始し、徐々にその受入れが進んでいます。
- うち、製造業において本制度の対象となる3分野（素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野）については、中小企業・小規模事業者の数も多く、外国人材の円滑な受入れやその技能水準確保にあたり、体制立上げに向けたきめ細かな支援が必要です。
- このため、受入れ企業等に対し、本制度活用に向けた普及啓発等の受入れ支援を実施します。令和3年度からは、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和2年7月　外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）を踏まえ、特に地方への人材定着を図るべく、外国人材と受入れ企業とのマッチング支援を開始します。
- 加えて、製造３分野に係る試験問題を作成・翻訳するとともに、関係機関と調整の上、国内外で試験を実施します。

成果目標

- 2019年から2023年までの5年間の事業であり、受入れ企業等の関係者の適切な制度理解及び制度運営の確立を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国 → 委託 → 民間企業等

事業イメージ

（１）外国人材の受入れ支援

- 受入れ企業や日本で働きたい外国人材を対象とする相談窓口の運営や、受入れ企業向けセミナーの開催
- 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の運営
- 日本で働きたい外国人材と受入れ企業とのマッチング支援

（２）外国人材の技能水準確保

- 試験問題の作成、翻訳及び国内外での試験実施

(1)受入れ企業向けセミナーの模様

(2)製造分野特定技能１号評価試験（溶接職種）